

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで

私は、昭和48年に国民年金に任意加入し、遅れながらも国民年金保険料を納付してきた。

昭和59年に交通事故に遭ったため、しばらく具合が悪く、昭和60年度の国民年金保険料の納付を忘れていた。気がついて銀行へ行った時には、持参した納付書で保険料を納めることができず、市役所に相談したところ、1年分の納付書が送付され、その納付書で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に国民年金に任意加入した以降、61年4月に第3号被保険者になるまでの国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が納付を忘れていたとする昭和60年度の国民年金保険料について市役所に相談し、送付された納付書で納付したとしているところ、申立期間を除く当該年度の保険料が過年度納付されていることから、申立人は同様に申立期間の保険料についても納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、平成4年9月及び同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、5年1月及び同年2月は24万円、同年3月から同年5月までの期間は26万円、同年6月は24万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち、平成5年12月31日から6年1月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月1日であると認められることから、当該期間の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間③のうち、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額（26万円）の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③のうち平成6年1月1日から7年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は22万円、同年5月から同年7月までの期間は26万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から7年2月までの期間は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成4年9月1日から5年7月1日まで  
② 平成5年9月1日から同年12月31日まで  
③ 平成5年12月31日から7年3月頃まで

平成4年6月にA社に入社し、技術職として勤務していた。

申立期間①及び②は、当時の給与支給額よりも厚生年金保険の標準報酬月額  
の記録が低額となっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間③は、A社に平成7年3月頃まで勤務したが、厚生年金保険の被  
保険者資格喪失日は5年12月31日になっているので、申立期間③について、  
厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し  
立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する  
法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、  
これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し  
ていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに  
基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいづ  
れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、  
事業主から提出された給料台帳において確認できる報酬月額から、平成4年  
9月及び同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、  
5年1月及び同年2月は24万円、同年3月から同年5月までの期間は26  
万円、同年6月は24万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は  
30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務  
の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなってお  
り、商業・法人登記簿謄本により同社は既に解散していることが確認でき  
る上、事業主は、「当時、厚生年金保険料を滞納していた。同保険料の一部は、  
納付したが詳細は不明である。」と回答していることから確認することがで  
きないが、前述の給料台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月  
額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していな  
いことから、事業主は、当該給料台帳で確認できる報酬月額に見合う標準報  
酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準  
報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業  
主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ

る。

- 2 申立期間③のうち、平成5年12月31日から6年1月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び前述の給料台帳により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、当該事業所が同保険の適用事業所でなくなった平成6年1月1日と記録されていたところ、同日後の同年1月31日に、申立人に係る同保険の被保険者資格喪失日及び当該事業所が同保険の適用事業所でなくなった日を5年12月31日に遡って訂正処理していることが確認できる上、申立人以外の同僚7人についても、申立人と同様、同保険の被保険者資格喪失日を遡って訂正処理していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月31日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年1月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、遡及訂正処理前の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料台帳により、申立人の当該期間における報酬月額に相当する標準報酬月額及び事業主により給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも当該訂正処理前の標準報酬月額（26万円）を上回っていることが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、前述の給料台帳における厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①及び②と同様の理由により、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③のうち、平成6年1月1日から7年3月頃までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び前述の給料台帳並びに事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が当該事業所を退職した日については、事業主は、「申立人は、平成7年3月20日付けで退職した。」と回答しており、申立人が名前を挙げた同職種の同僚は、「私は、平成7年3月まで当該事業所に勤務しており、申立人も同年3月まで勤務していた。」と供述していることから判断す

ると、同年3月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、前述の給料台帳において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成6年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は22万円、同年5月から同年7月までの期間は26万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から7年2月までの期間は26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、前述のとおり、当該事業所は、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった記録となっており、当該期間において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によれば、当該事業所は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているが、当該期間において、当該事業所は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成6年1月から7年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から53年4月まで

申立期間の国民年金保険料について、私が20歳になった時、自分では国民年金の加入手続を行っていないのに、A町から年金手帳と国民年金保険料の納付書が送られて来たので、A町役場で保険料を納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和49年\*月頃、自身では国民年金の加入手続を行っていないのに、A町から年金手帳と国民年金保険料の納付書が送付されて来たとしているが、初めて国民年金に加入すると被保険者に与えられる国民年金手帳記号番号について、国民年金被保険者台帳管理簿等の調査を行ったところ、申立人に申立期間に係る同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間当時、申立人が居住していたとするA町及びB市において、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者名簿も見当たらない。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、申立人がA町への転入手続を行ったことにより、昭和56年4月頃に同町で払い出されているところ、申立人が申立期間に国民年金に加入していれば、この時、改めて同手帳記号番号が払い出される必要はないことから、申立人は、それまで国民年金に未加入であったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場で納付書により納付していたとしているが、国民年金に未加入の期間は、保険料の納付書が交付されることは無く、保険料を納付することができないため、申立人が記憶している同町役場における納付が国民年金保険料であったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 4359（事案 804 及び 1801 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から41年5月1日まで  
② 昭和47年10月1日から49年10月1日まで

A社に代表取締役として勤務し、月額100万円程度の報酬であったが、年金記録によると、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②における標準報酬月額が当時の最高等級よりも低い等級の額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしいと、これまで2回申し立てたが認められなかった。

今回、当時の所得が高額であったことを確認できる資料を提出するので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) A社は既に解散しており、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無いこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の記録が訂正されているなどの不自然な点はなく、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた形跡は見当たらないこと、iii) 仮に、申立人が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったことが確認できる場合であっても、商業・法人登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる上、申立人も、「私が会社の代表印を保管し、社会保険事務所へ提出する書類への押印を行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きに規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知

り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①及び②については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできないこと等を理由として、平成21年3月19日付け及び22年3月5日付けで、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和47年度から50年度までのものとする自身の名前及び申立期間②の総所得額が記載された財界誌の記事の写しを提出し、「財界誌で確認できる当時の年間総所得額が1,000万円以上であることから、私の標準報酬月額は最高等級の額になるはずである。」と主張している。

しかしながら、上記資料では、申立人の申立期間②における報酬月額が高額であったことはうかがえるものの、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除額は確認できないことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述のとおり、仮に、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったことが確認できる場合であっても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書きに該当すると認められることから、申立期間①及び②については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 16 日から 45 年 10 月 25 日まで  
厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。  
当時、脱退手当金の制度を知らず、これを請求し受給した記憶も無いので、申立期間について、年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから2か月後の昭和 45 年 12 月 25 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 45 年 10 月 25 日）した後、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまで公的年金に加入していない申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

なお、申立人は、「申立期間に係る事業所を退職後、間もなく結婚し、地理的に離れた他の市町村に引っ越したので、脱退手当金に関する手続きができなかったはずである。」と主張しているが、脱退手当金の請求は、制度上、居住地近くの社会保険事務所（当時）において行えるほか、郵送又は事業主等が代理して行うことも可能である上、脱退手当金の受給については、居住地近くの金融機関において行うことが可能であり、本人が委任した者による代理受領も可

能であったことから、申立人が、遠隔地に居住していたことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えず、また、このほかに脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月頃 から 39 年 11 月頃まで

申立期間は、A社に運搬及び営業の担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述とともに、申立人の事業主、一緒に勤務した同僚及び入居していたとする社員寮に関する具体的な記憶から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 53 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できるとともに、当時の事業主は生存及び所在が確認できず、同登記簿謄本により確認できる取締役 3 人（申立人が名前を挙げた者一人を含む。）のうち 2 人は、死亡又は生存及び所在が不明であり、他の一人も病気療養中で回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、A社において一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているものの、このうち一人は、病気療養中で回答が得られない上、回答が得られた一人も、「申立人が従事したとする運搬及び営業の業務から判断すると、配送担当であったのではないかと思うが、当時、同職種は入れ替わりが激しかったので、申立人については記憶が無い。」と供述しており、これらの者から

は、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用並びに同保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた20人に照会し、13人から回答が得られたところ、このうち12人は、「申立人のことを知らない。」と供述しており、唯一申立人の名前を記憶していた一人も「申立人は配送及び営業の仕事をしていた記憶があるが、勤務していた時期及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の勤務時期及び厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることができない。

加えて、A社に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 16 日から 60 年 10 月 1 日まで  
申立期間はA社に勤務し、チーフとしてB社の業務に従事した。

年金記録によると、A社の加入記録は無いが、当時の同僚には加入記録があると聞いたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る昭和 59 年の源泉徴収票及び同僚が保管する 60 年の手帳の記載内容から判断すると、申立期間のうち、59 年 11 月 16 日から 60 年 9 月 29 日までの期間において、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当社が作成した社会保険関係取得等控によると、申立人の名前は確認できないことから、申立人については厚生年金保険に加入させておらず、給与から同保険料を控除していないと思うが、ほかの資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

また、申立期間当時、A社の管理者であったとする同僚は、「B社の業務に従事していた社員について、昭和 57 年頃は、全員、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、入社後すぐに退職してしまう者が多かったため、申立人が入社した 59 年頃には、ある程度定着してから厚生年金保険に加入させるようになったと思う。また、B社の業務に従事していた社員に限っては、社会保険手続事務及び給与計算事務について、当社本社で一括して行っていたことから、厚生年金保険の加入手続を行っていない者の給与から、同保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

さらに、申立人が、自身と同様にチーフであった者として名前を挙げた同僚7人のうち、回答を得られた6人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和57年に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる5人は、いずれも、「厚生年金保険の加入記録は、実際の勤務期間と一致している。」と回答している一方で、被保険者原票により、59年に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる一人は、「私は、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと記憶している。厚生年金保険に加入する前は、同保険料を控除されていなかった。」と供述しており、これらの供述は、前述の管理者の供述と符合している。

加えて、先述の昭和59年の源泉徴収票により、申立人は同年11月16日にA社に入社していることが確認できるところ、同年12月の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、申立人の夫が加入する共済組合の回答により、申立人は、申立期間のうち60年8月23日から同年10月1日までの期間において、夫の被扶養者であったことが確認できる。

その上、申立期間に係るA社の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 4363(事案 4198 及び 4282 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月23日から44年6月1日まで

昭和40年4月9日から45年5月12日まで、A社において技術職として勤務していたが、申立期間の年金記録が欠落している。

当時、職務上のけがにより、入院及びリハビリをしていた期間はあったが、会社を退職した覚えはないので、申立期間について年金記録を訂正してほしいと、第三者委員会に2度にわたって申し立てたが、2度とも認められないとの通知を受けた。

しかし、申立期間は労災事故による休業補償を受けていた時期であり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) A社では、「当初、申立人を正社員として雇用していたが、長期間欠勤することが多かったため離職の扱いとした。その後、再度勤務したいと来社したため再雇用したことがある。」と回答している上、複数の同僚も同社と同様の回答をしていること、iii) 申立人は、申立期間について、労災事故により休職していた期間である旨を主張しているが、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時の職務上の

けがによるものであるとする手術創痕等の写真及び医療機関による証明書を提出し、「再度調査してほしい。」と主張しているが、これらの資料からは、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できないこと、ii) 新たに当時の同僚一人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の職務上のけがによるものであるとする手術創痕等の写真及び医療機関による手術創痕等の部位についての証明書を提出し、「申立期間は労災事故による休業補償を受けていた時期であり、労災により休業している間は、厚生年金保険に加入していると思う。」と主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされているところ、上記の資料は、前回の再申立てに当たり申立人が提出したものと同一のものであることが確認できること、及び申立人の主張は、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。